

# 東条地域の一部に 都市計画税を課税します

合併協議からの懸案事項であった東条地域への都市計画税の課税については、平成23年12月に議会の議決を経て、土地区画整理事業区域（事業が決定した区域含む）を課税対象区域とすることが決定しました。

平成24年度から新たに都市計画税を課税する区域は、南山地区全域、天神西土地区画整理事業施工区域、天神東持鹿谷土地区画整理事業施工区域です。

都市計画税とは…

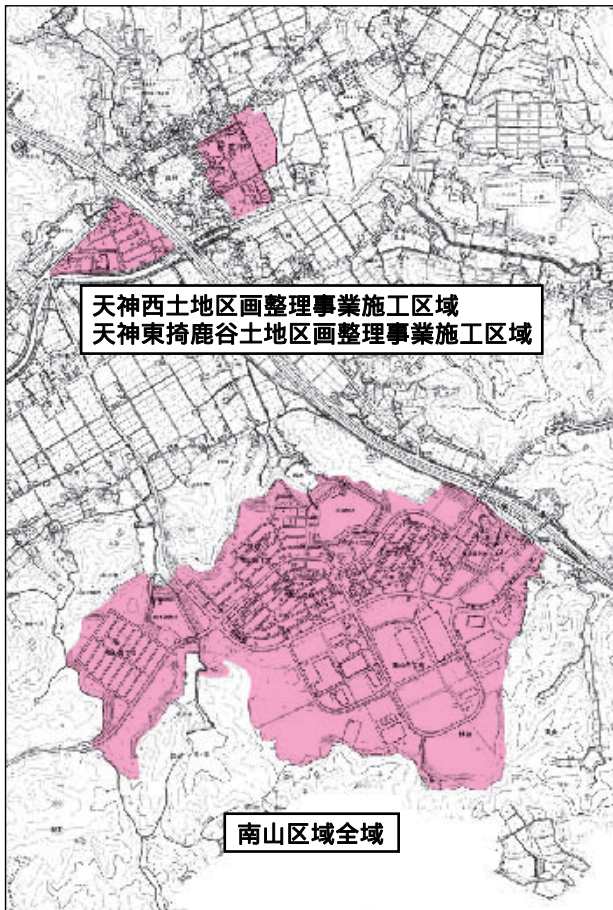
土地区画整理事業や都市計画事業で行う街路・公園・下水道整備などの費用（工事費およびその事業の起償償還金）にあてるための目的税です。

対象となる区域内の土地・家屋に対して、0・2%の税率で課税し、固定資産税と合わせて納めていただきます。

問い合わせ

総務部税務課（社庁舎）  
☎ 43・0395

## 都市計画税課税区域図



# 子ども手当の 手続はお済みですか？

## 3月31日までに申請をお願いします

平成23年10月から子ども手当制度が変更されたことにより、これまで子ども手当を受給されていた方も、新たに申請する必要があります。

平成24年3月31日を過ぎると、平成23年10月分からの手当を受給することができなくなりますので、まだ申請をされていない方は、至急手続きをしてください。

【申請窓口】

子育て支援課（社庁舎）  
各庁舎窓口センター

【ご注意ください】

次の方は、3月末までに申請しても、遡って子ども手当を受け取ることができませんので、速やかに申請してください。（申請した日の翌月から手当が支給されます）  
加東市に転入された方  
転出予定日の翌日から15日以内に  
手続が必要です。

おさまが生まれた方

おさまが生まれた日の翌日から15日以内に手続が必要です。

問い合わせ

福祉部子育て支援課  
（社庁舎）☎ 43・0408

平成24年3月31日までに申請  
平成23年10月分の手当から認定

平成24年4月以降に申請  
申請の翌月分の手当から認定  
（例：4月に申請 5月分手当から認定）

新しくおさまが  
生まれた方や、加東市に  
転入された方は、15日以内  
に申請してください。

